

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年4月28日

都道府県知事
(市長)

殿



提出者

住所

氏名

電話番号

沖縄県うるま市字昆布1839-1

大和コンクリート工業株式会社

代表取締役社長 比嘉

098-972-3535

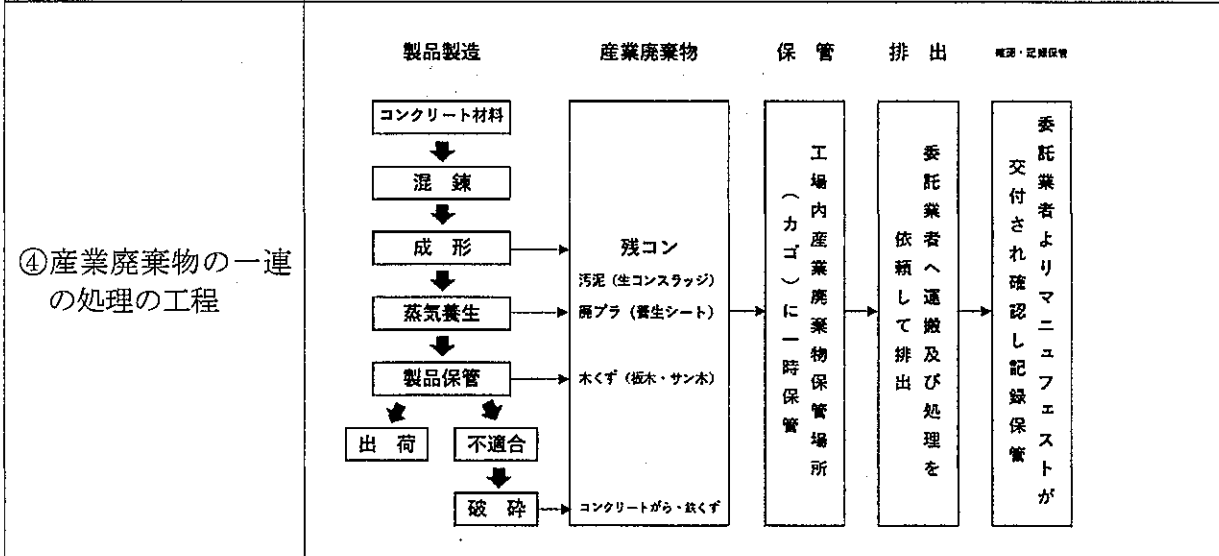


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和コンクリート工業株式会社
事業場の所在地	沖縄県うるま市字昆布1839-1
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	コンクリート二次製品製造・販売
② 事業の規模	資本金 4,000万円
③ 従業員数	33名



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

1. この規定は、産業廃棄物及び一般ゴミの処理について規定する。
2. 産業廃棄物収集手順
 - ① 工場から出るビニール・発砲スチロール等は指定のコンテナを収集する。
 - ② 木屑等燃えるゴミについても指定のコンテナに収集する。
 - ③ 鉄くず等スクラップは各職場単位で収集し、不適合品置場の指定された場所を集める。
 - ④ 回収水沈槽槽に堆積したコンクリートスラッジは不適合品置場の指定された場所を集める。
 - ⑤ 一定量の産業廃棄物が収集された場合は、産業廃棄物業者に委託して処理を行う。
 - ⑥ 適正な処理についての管理のため、産業廃棄物業者よりマニフェストを入手する。
 - ⑦ 総務部はコンテナ搬出回数を3ヶ月に1回まとめて「ゴミ集計表」に記載し、ゴミ量の把握を行なう。その記録は1年間保管する。また、製造部はスクラップ、残コン、不適合品、コンテナ置場を区分する。
 - ⑧ 各ゴミ集積場には下記の事項を従業員に見やすいように表示する。
 - 1) 産業廃棄物置場の標識(義務)
 - 2) 集積場の標識
 - 3) 安全ゴミ、危険ゴミの表示とその内容
 - 4) その他注意事項
 - ⑨ レジンコンクリートがらは、指定された場所を集める。
3. 産業廃棄物処理方法
 - (1) 産業廃棄物は、運搬及び処理を、当該区域を管理する都道府県知事の許可を得た業者に委託する。
 - (2) 委託契約は書面で行い、契約書には以下の事項を含むものとする。
 - ・委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・処分場の所在地
 - (3) 委託業者より交付されるマニフェストにより処理の確認を行う。
 - D票——排出業者に返送され、処分終了を確認
 - C票——収集運搬業者に返送され、処分終了を確認
 - C1票——処分業者の控え
 - H2票——排出業者に返送され、運搬終了を確認
 - H1票——収集運搬業者の控え
 - A票——排出事業者の控え
 - E票——排出事業者送付用
 - (4) 記録・保管
 - 「B2票」「D票」を総務部において6年間保管する。

製造部管理

総務部管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリートガラ)・汚泥等	廃プラ・木くず・金属くず ビニール等
	排出量	1,868 t	15.5 t
	(これまでに実施した取組) ・分別(廃プラ・木くず・金属くず・ビニール等) ・不良品を出さない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリートガラ)・汚泥等	廃プラ・木くず・金属くず ビニール等
	排出量	990 t	10 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄製品を減らす(不良品を出さない)・分別の強化 ・残コンを減らす・残コンの再利用検討 ・過剰在庫を持たない(古い在庫品はいずれ廃棄になる可能性有) ・都度、排出する(汚泥などまとめて排出しない)		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ※管理体制図に記載している取組(2. 産業廃棄物収集手順)
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ※手順を遵守し、職員一人一人に呼びかけ教育指導を行い、産廃の排出量の削減に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリートガラ）・汚泥等	廃プラ・木くず・金属くず ビニール等
	全処理委託量	1,868 t	15.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,868 t	15.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・分別の強化 ・廃棄製品を減らす(不良品を出さない) ・過剰在庫を持たない(古い在庫品はいずれ廃棄になる可能性有) ・汚泥の受入れ先探し(県内業者と契約済)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリートガラ)・汚泥等	廃プラ・木くず・金属くず ビニール等
	全処理委託量	990 t	10 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	990 t	10 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄製品を減らす (不良品を出さない) ・分別の強化 ・過剰在庫を持たない (古い在庫品はいずれ廃棄になる可能性有) ・都度、排出する (まとめて排出しない) ・残コンを減らす ・残コンの再利用検討 ・すべてにおいて職員へ教育指導を行う		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。